多収品種について

○ 多収品種については、現在、「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」において、以下の2区分が設けられている。
① 国の委託試験等によって、飼料等向けとして育成され、子実の収量が多いことが確認された21品種（多収品種）
② 一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種ではないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種（特認品種）

多収品種

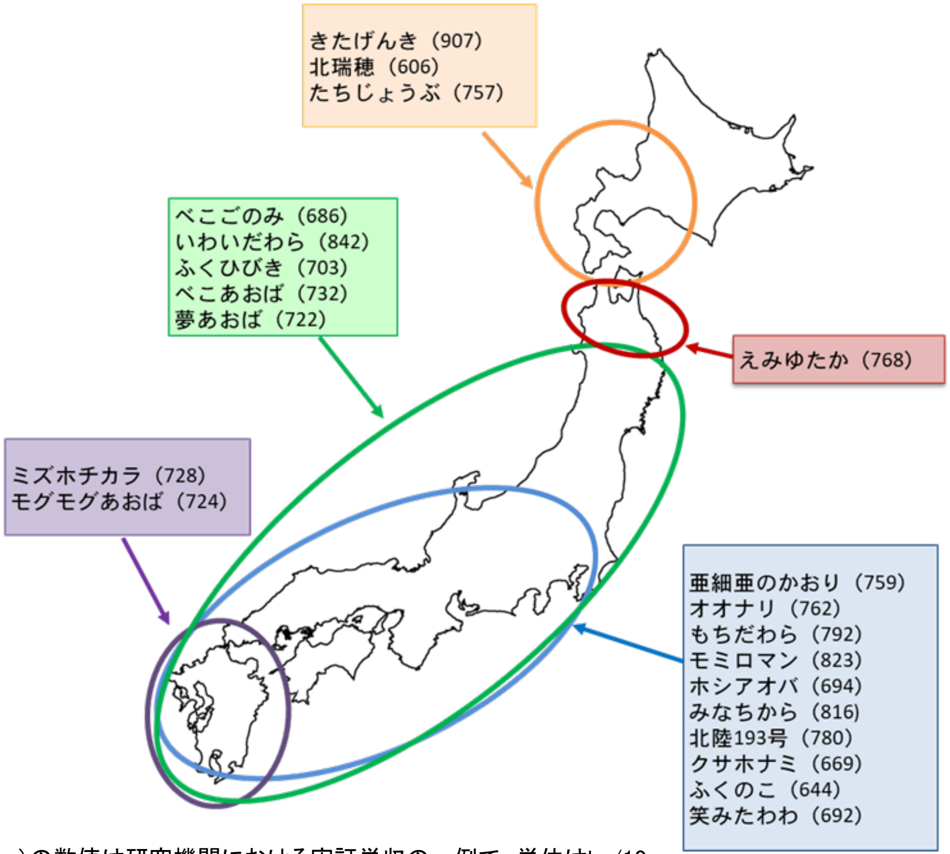

主な特認品種の例（令和4年産）

県名	品種名
北海道	そらゆたか（710）
青森県	ゆたかまる（811）
岩手県	つぶゆたか（672）、つぶみのり（687）、たわわっこ（739）
秋田県	秋田63号（725）、たわわっこ（717）
福島県	たちすがた（599）、アキヒカリ（827）
長野県	ふくおこし（870）
新潟県	新潟次郎（669）、アキヒカリ（709）、亀の蔵（645）、ゆきみのり（681）、いただき（689）、ゆきみらい(653)
富山県	やまだわら（718）
兵庫県	兵庫牛若丸（615）、あきだわら（563）
島根県	みほひかり（546）
福岡県	タチアオバ（660）、ツクシホマレ（578）、夢一献（575）
宮崎県	タチアオバ（660）、み系358号（702）、宮崎52号（620）

［注］（ ）の数値は研究機関における実証単収の一例で、単位はkg/10a

飼料用米の取組状況

○ 飼料用米作付面積はR2年度からR3年度にかけて4.5万ha拡大し、過去最高の11.6万haとなった。近年、多収品種の導入や区分管理での取組による本作化が進展してきたが、R3年度は、多収品種の取組の拡大は、4.5万haの拡大のうち0.6万haに止まり、一般品種の増加が顕著であった。区分管理の取組は2.8万ha拡大したが、増加割合は一括管理の方が大幅であった。

○ また、飼料用米の生産の約8割が経営規模（全水稲の作付面積）が5ha以上の大規模農家により担われている。

【飼料用米の作付・生産状況】

		H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
飼料用米作付面積（万ha）		8.0	9.1	9.2	8.0	7.3	7.1	11.6
	うち、多収品種の作付面積（万ha）	3.0	3.9	4.6	4.5	4.3	4.0	4.6
	割　合	37%	43%	50%	56%	60%	56%	39%
	うち、区分管理の取組面積（万ha）	6.0	7.3	7.6	7.0	6.5	6.3	9.1
	割　合	75%	80%	83%	88%	89%	89%	78%
飼料用米生産量（万トン）		44	51	50	43	39	38	66

注：「区分管理」とは、主食用米を生産する圃場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける手法で、主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する「一括管理」と比べて、多収品種の導入が容易で、飼料用米の定着が期待できる。
「飼料用米生産量」は、実際の収量を反映した実績値。

【飼料用米作付における、農業者の規模別（全水稲の作付面積）の飼料用米の分布状況】

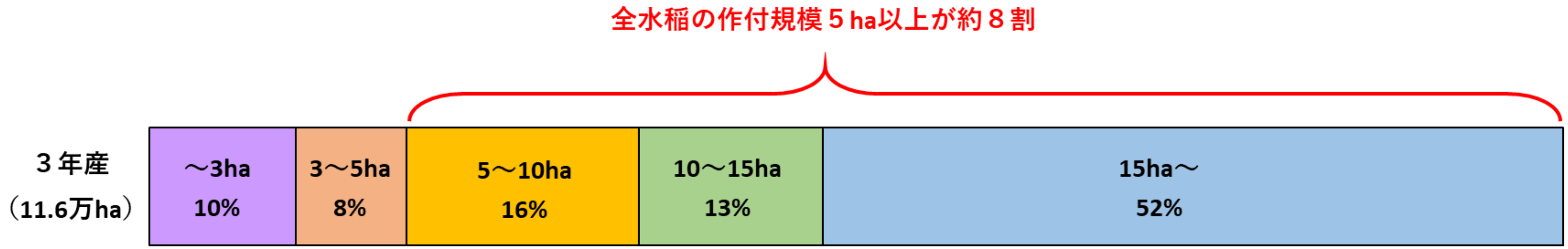

令和3年産飼料用米の出荷方式、品種別面積

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
北海道	6,513	1,964	30%	4,549	70%	4,164	64%	2,349	36%
青　森	7,701	204	3%	7,497	97%	3,074	40%	4,627	60%
岩　手	4,683	357	8%	4,326	92%	976	21%	3,707	79%
宮　城	8,076	996	12%	7,080	88%	7,183	89%	893	11%
秋　田	3,903	1,491	38%	2,413	62%	2,651	68%	1,252	32%
山　形	4,628	1,210	26%	3,418	74%	1,519	33%	3,109	67%
福　島	10,038	3,401	34%	6,638	66%	7,715	77%	2,323	23%
茨　城	11,760	1,734	15%	10,026	85%	7,157	61%	4,603	39%
栃　木	12,482	95	1%	12,386	99%	12,161	97%	320	3%
群　馬	1,321	359	27%	962	73%	1,248	94%	73	6%
埼　玉	2,910	1,326	46%	1,584	54%	2,422	83%	487	17%
千　葉	8,190	3,550	43%	4,640	57%	4,595	56%	3,595	44%
東　京	0								
神奈川	10	10	100%	0	0%	10	100%	0	0%
新　潟	3,768	1,658	44%	2,110	56%	1,984	53%	1,785	47%
富　山	1,952	268	14%	1,683	86%	1,121	57%	830	43%
石　川	1,389	650	47%	739	53%	1,035	74%	355	26%
福　井	1,490	193	13%	1,296	87%	584	39%	906	61%
山　梨	18	3	19%	15	81%	12	67%	6	33%
長　野	362	193	53%	168	47%	200	55%	162	45%
岐　阜	3,009	1,393	46%	1,616	54%	2,108	70%	901	30%
静　岡	1,075	4	0%	1,070	100%	217	20%	858	80%
愛　知	2,086	1,483	71%	603	29%	1,895	91%	190	9%
三　重	2,043	228	11%	1,815	89%	991	49%	1,052	51%

	作付面積	出荷方式別面積				飼料用米の品種別面積			
		一括管理	割合	区分管理	割合	一般品種	割合	多収品種	割合
滋　賀	1,681	331	20%	1,349	80%	1,063	63%	618	37%
京　都	101	1	1%	100	99%	14	14%	87	86%
大　阪	6	6	100%	0	0%	6	100%	0	0%
兵　庫	554	9	2%	546	98%	164	30%	390	70%
奈　良	34	4	11%	30	89%	30	88%	4	12%
和歌山	2	1	43%	1	57%	1	43%	1	57%
鳥　取	707	0	0%	707	100%	8	1%	699	99%
島　根	779	3	0%	776	100%	55	7%	723	93%
岡　山	1,730	830	48%	900	52%	1,198	69%	532	31%
広　島	424	19	4%	405	96%	112	26%	312	74%
山　口	978	0	0%	978	100%	254	26%	725	74%
徳　島	881	543	62%	338	38%	581	66%	300	34%
香　川	139	25	18%	114	82%	66	48%	73	52%
愛　媛	271	63	23%	208	77%	90	33%	182	67%
高　知	991	136	14%	855	86%	455	46%	536	54%
福　岡	2,192	1	0%	2,191	100%	13	1%	2,179	99%
佐　賀	730	0	0%	730	100%	125	17%	605	83%
長　崎	112	7	6%	105	94%	62	55%	50	45%
熊　本	1,295	54	4%	1,241	96%	185	14%	1,110	86%
大　分	1,565	1	0%	1,564	100%	225	14%	1,340	86%
宮　崎	486	49	10%	437	90%	101	21%	385	79%
鹿児島	679	130	19%	550	81%	367	54%	313	46%
沖　縄	0								
合　計	115,744	24,983	22%	90,761	78%	70,198	61%	45,546	39%

注１：東京都及び沖縄県では飼料用米の作付けはない。
注２：「一括管理」とは主食用米と同一のほ場で飼料用米を生産する管理方法であり、「区分管理」とは主食用米を生産するほ場とは異なるほ場で飼料用米のみを作付ける管理方法である。
注３：「多収品種」とは「国の委託試験等によって育成され、一般品種と比べ子実の収量が多いことが確認された品種」及び「一般的な品種と比べて子実の収量が多く、当該都道府県内で主に主食用以外の用途向けとして生産されているもので、全国的にも主要な主食用品種でないもののうち、知事の申請に基づき地方農政局長等が認定した品種」である。

飼料用米の供給状況

○ 現状、飼料用に154万トンの米が畜産農家・配合飼料メーカーに供給されているところ。

米の飼料用としての供給量（令和3年度）

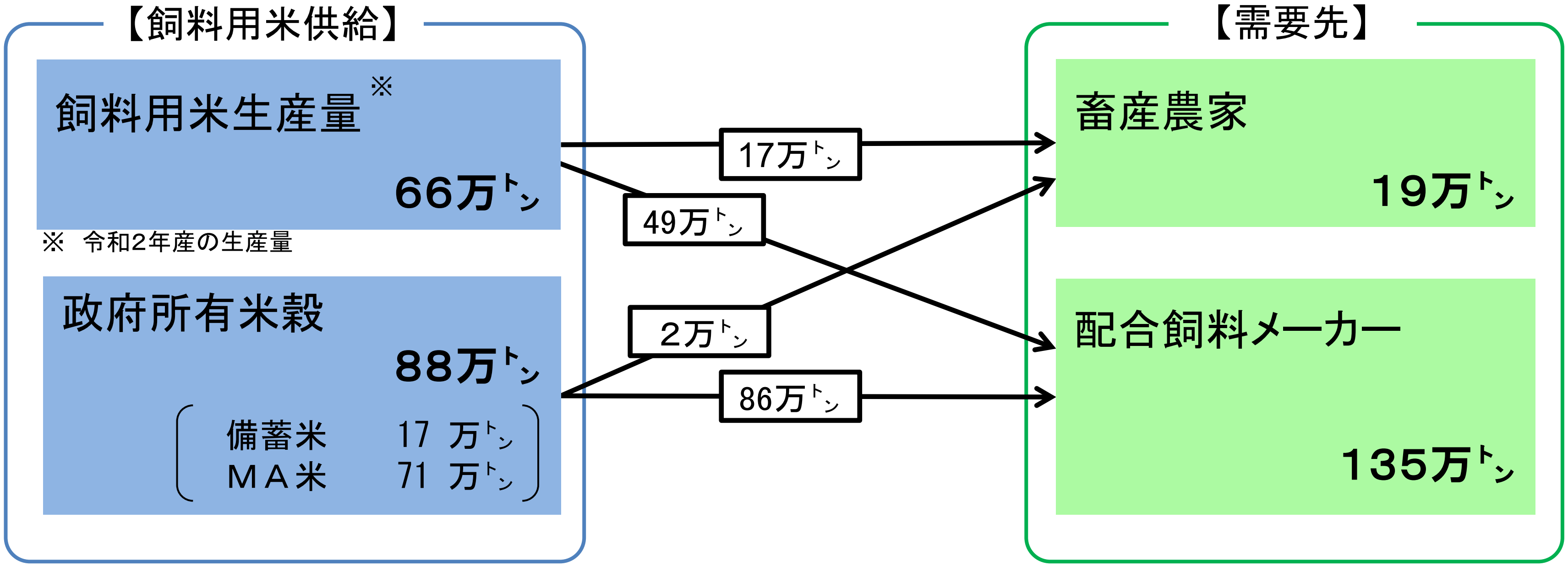

出典：農林水産省穀物課調べ

【今後の課題】

○ 配合飼料の主原料であるとうもろこしと同等、またはそれ以下の価格での供給が必要。
○ 飼料工場毎の施設規模や配合設計・計画に見合う安定的な供給が必要。（短期・大量の受け入れは不可）
○ その他、飼料用米の集荷・流通・保管施設や直接供給体制の構築等の集荷・調製等に伴うコスト削減等の体制整備が必要。

配合飼料メーカーの立地状況と飼料用米の集荷・流通体制

○ 飼料用米の産地は全国に存在するが、配合飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地が集中。

○ 飼料用米については、生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制が確立されていることから、稲作農家自らが需要先の確保や配合飼料工場への供給に携わらずとも、飼料用米の生産に取り組むことが可能。

配合飼料工場の立地状況※1

企業数：59社
工場数：106工場

- 飼料工場は、主に、太平洋側の港湾地域に立地。
- 畜産主産地から比較的近い港湾が原料受入港として整備され、そのような港湾地域への工場の集約が進展。

うち全国生産者団体系列の工場：20工場

- ● 系列の工場のみ立地
- ○● 系列と系列以外の工場が立地
- ○ 系列以外の工場又は畜産以外の工場のみ立地

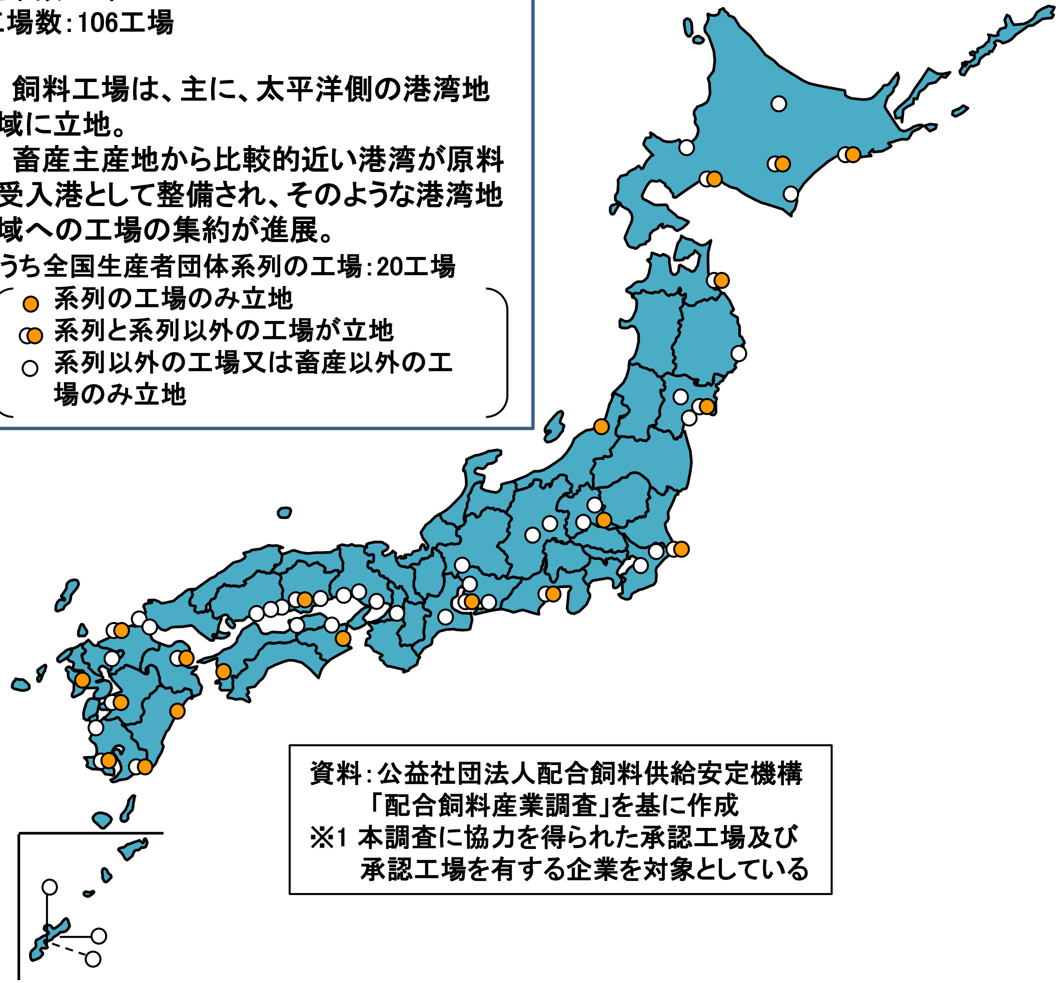

資料：公益社団法人配合飼料供給安定機構「配合飼料産業調査」を基に作成
※1 本調査に協力を得られた承認工場及び承認工場を有する企業を対象としている

全国生産者団体による飼料用米の集荷・流通体制

稲作農家

↓（飼料用米）

【集荷・保管】
農協
農業倉庫〔又は産地CE〕
玄米、フレコンでの保管が大半

↓（飼料用米）

【搬入前のバラ化作業】
飼料工場近くの営業倉庫等で開袋、バラ化

（CEからバラ出荷）

【受入・配合作業】
飼料工場
〔工場の要望に応じてその都度搬入される〕

↓（配合飼料）

畜産農家

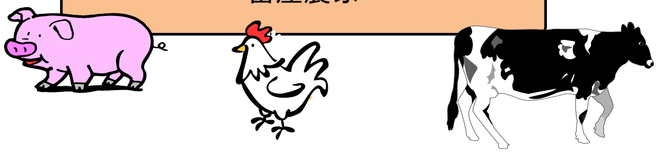

○ 農協は、CEや耕種農家が乾燥した飼料用米を地域の農業倉庫等で保管。

○ 農協と出荷契約を締結した全国団体は、飼料メーカーの要望に応じ、工場近くの営業倉庫等で開袋・バラ化作業を行い、工場に搬入。

○ 飼料メーカーは、とうもろこしの代替として飼料用米を配合し、畜産農家に出荷（工場は、在庫として保有せず、計画的に受入・配合）。

（参考）飼料用米の流通経費について（全国生産者団体による集荷・流通の場合）

○　全国生産者団体（全農）は、 <u>飼料用米を生産者から直接買い取り、自ら保管・流通・販売する仕組みを創設し、運用して</u>いる。

○　全農に出荷された米の輸送経費は、基本的には輸送距離に応じて高くなるが、契約した運送業者等における帰り荷の有無等も影響するため、輸送距離のみによって決まるものではない。

○　流通経費は、一般的に金利・倉敷料や販売手数料等の他の経費と合わせて計算され、生産者が受け取る販売代金から差し引くことで精算されている。

全農による飼料用米の直接買取りスキーム

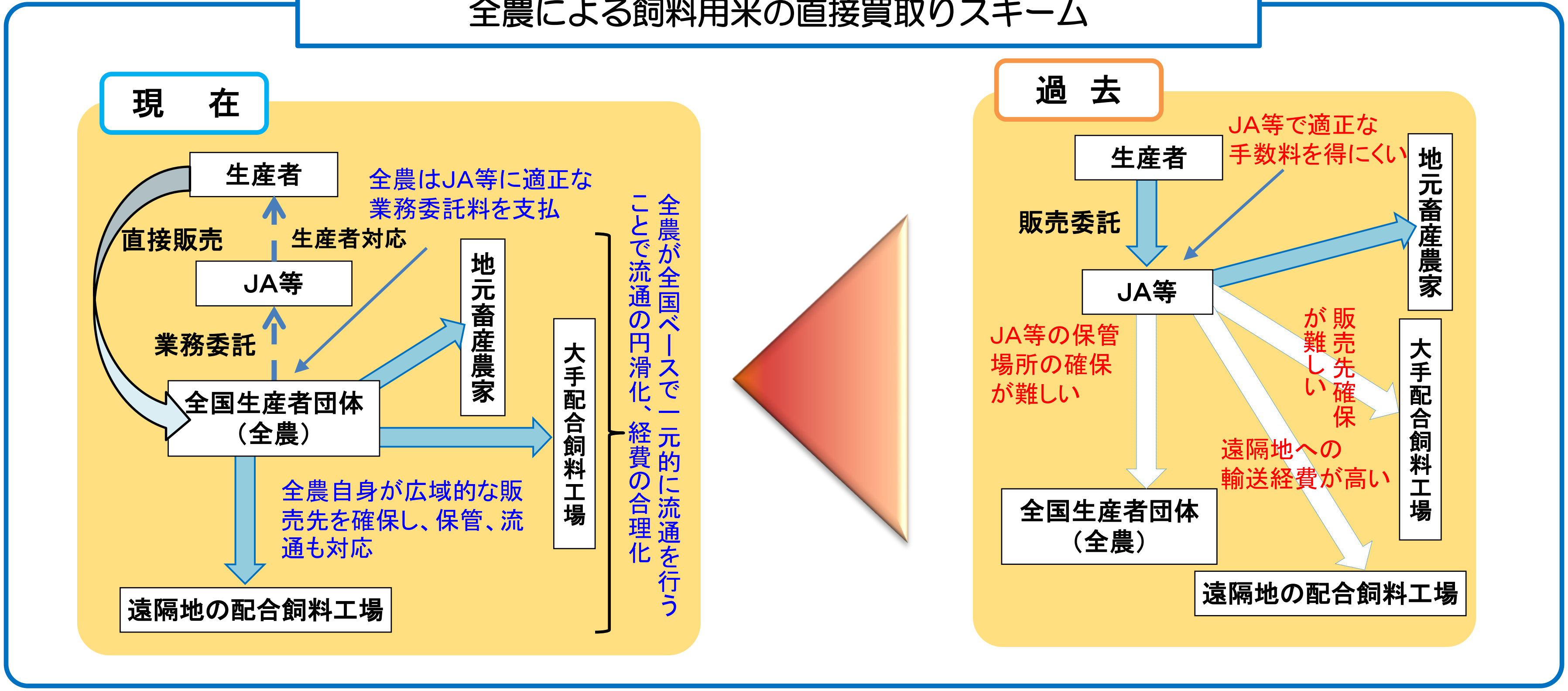

※ 農林水産省では、全国生産者団体（全農）が創設した仕組みの運用を可能とするため、「米穀の出荷販売業者が遵守すべき事項を定める省令」（平成21年11月５日農林水産省令第63号）を一部改正（平成26年11月公布、平成27年２月施行）

米粉用米の状況

○ 米粉用米の需要量は、平成29年度までは2万トン程度で推移。米粉の特徴を活かし、グルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成30年から開始したところであり、米粉の需要量が拡大。

○ さらなる米粉の国内普及・輸出拡大に向けて、令和2年10月にノングルテン米粉の製造工程管理JASを制定し、令和3年6月から認証を開始。2事業者が認証を取得。

米粉用米の生産量・需要量の推移

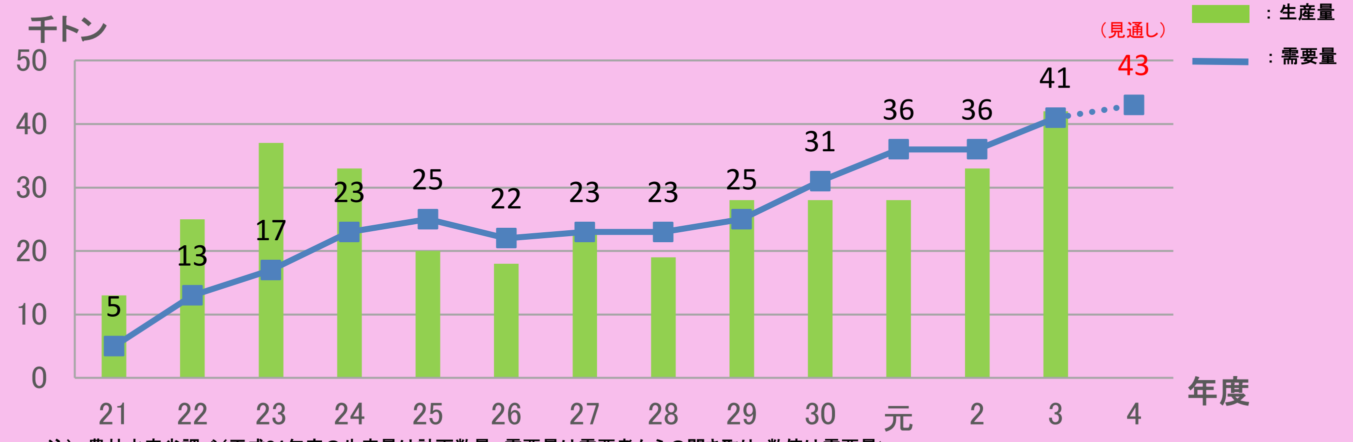

注） 農林水産省調べ（平成21年度の生産量は計画数量。需要量は需要者からの聞き取り。数値は需要量）

ノングルテン米粉の製造工程管理JAS

◆ 米粉の製造工程において、グルテンが混入する可能性のある箇所を特定し、グルテンの混入を防ぐことにより、製品のグルテン含有量が1ppm以下となるように製造工程を管理。

◆ ノングルテン米粉第三者認証制度による製品認証との二本柱により米粉の輸出や需要拡大に寄与。

ノングルテン米粉表示

◆ グルテンフリー表示は、グルテンが原因となる疾患対策として、欧米で制度化されている表示制度（グルテンの含有基準値20ppm）。

◆ 高品質な日本産米粉をアピールするため、グルテン含有量1ppm以下の製品を対象とした表示制度である、「ノングルテン米粉第三者認証制度」の運用を平成30年6月から開始。

◆ ノングルテン米粉を使用した加工食品を登録し、ノングルテン米粉使用マークを付与する仕組みを令和元年9月に開始。

米粉の用途別基準

◆ 米粉の用途別の加工適正の統一表記（1番：菓子・料理用、2番：パン用、3番：麺用）を行う「米粉の用途別基準」を平成30年1月から開始。

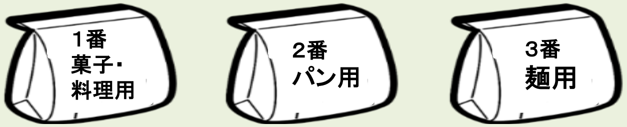

米粉によるグルテンフリー食品市場の取り込みに向けて

世界のグルテンフリー市場規模

アメリカや欧州を中心に、
世界のグルテンフリー市場は順調に拡大しており、
2024年には約100億USドルに達する見込み

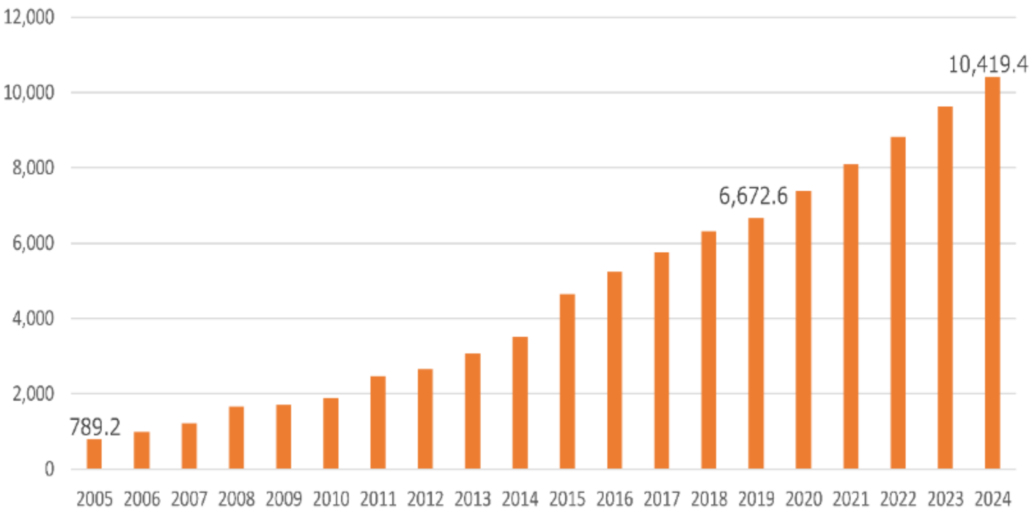

図：世界のグルテンフリー市場

注　：2020年以降は予測値
出所：Euromonitor Dataを基にJFOODOにて作図

米粉によるグルテンフリー市場の取り込みに向けて

- ◆ グルテンフリー市場は、麦類に含まれるグルテンによるアレルギー、セリアック病、グルテン過敏症、ダイエット等に対するニーズにより形成

- ◆ 米は成分としてグルテンを含んでいないため、近年、米粉やその米粉を利用した商品の製造に取り組むメーカーも増加

- ◆ 平成30年6月から、グルテンフリー表示よりも高い水準をクリアして、グルテン含有「1ppm以下」の米粉を「ノングルテン表示」でアピールする「ノングルテン米粉第三者認証制度」を開始

- ◆ また、令和2年10月には、更なる輸出拡大に向けて「ノングルテン米粉の製造工程管理JAS」を制定

日本酒の需要動向と原料米の使用量について

○ 日本酒原料米の使用量については、日本酒出荷量の減少に伴い、減少傾向にある。

○ 令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、業務用の日本酒を中心に酒造好適米を多く使用する特定名称酒の国内出荷量が大幅に減少。輸出についても、大幅に減少。

○ 令和3年は、国内出荷については、対前年比▲3%の出荷量となった一方、輸出については、アメリカ、中国等への輸出が好調で、対前年比＋47%、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった一昨年と比較しても＋29%と増加している。

○ 日本酒の国内出荷量の推移

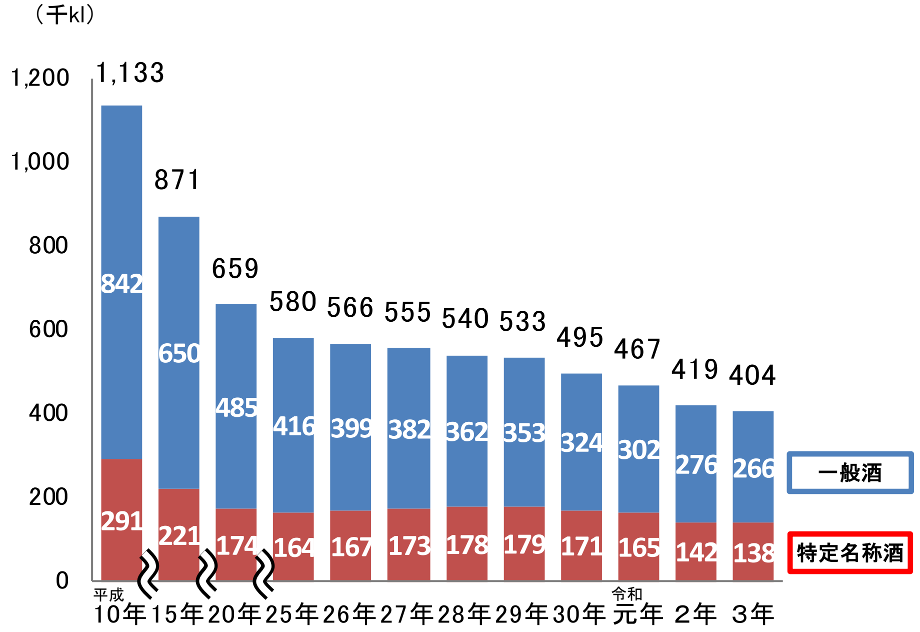

資料：日本酒造組合中央会調べ。年は暦年。
注1：国内出荷量は、清酒課税移出数量。
2：日本酒は、一般酒のほか、原料、製造方法等の違いによって吟醸酒、純米酒、本醸造酒等に分類され、これらを総称して「特定名称酒」という。

○ 日本酒原料米の使用量

（単位：千トン）

	平成10年産	15年産	20年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産	令和元年産	2年産
日本酒原料米	405	315	261	243	248	251	241	240	227	206	180
酒造好適米	99	75	77	76	90	99	97	94	88	83	70
加工用米	86	89	74	95	105	94	93	88	90	85	63
その他	220	151	110	72	53	58	51	58	49	38	47

資料：農林水産省による推計値。

○ 日本酒の輸出量の推移

（単位：kl）

	10年	15年	20年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	3年 対前年比
日本酒輸出量	8	8	12	16	16	18	20	23	26	25	22	32	147%
アメリカ合衆国	1	2	4	4	4	5	5	6	6	6	5	9	167%
中華人民共和国	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	5	7	152%
香港	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	3	3	123%
台湾	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	117%
大韓民国	0	0	2	4	3	3	4	5	5	3	2	2	158%
その他	2	2	3	4	4	5	5	6	6	6	5	8	145%

資料：「貿易統計」（財務省）。年は暦年。

酒造好適米の需要に応じた生産について

○ 酒造好適米の需要に応じた生産に向けて、生産及び実需の関係者による「日本酒原料米の安定取引に向けた情報交換会」を毎年開催するとともに、需要に応じた生産を行うための指標として、平成28年度から全酒造メーカーを対象とした酒造好適米の需要量調査を実施。

○ 令和3年7月に実施した需要量調査によると、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

① 令和2年産については、全体需要量（推計値）と生産量を比較すると、14～16千トン程度が供給過剰となっているものと推計され、

② 令和3年産については、全体需要量が令和2年産から2千トン程度減少しており、生産量（推計値）が需要量を6～7千トン程度上回る状況。

③ 令和4年産については、全体需要量と同水準の生産量とするためには、66～68千トン程度に生産抑制する必要があるが、令和3年産以前の持越在庫も考慮すれば、さらなる生産抑制が必要。

調査の実施状況

	令和3年度
調査期間	令和3年7月
調査対象	酒造メーカー 1,396社
回答数	717社
回答率（数量ベース）	81～82%

酒造好適米の全体需給状況の見通し（推計）

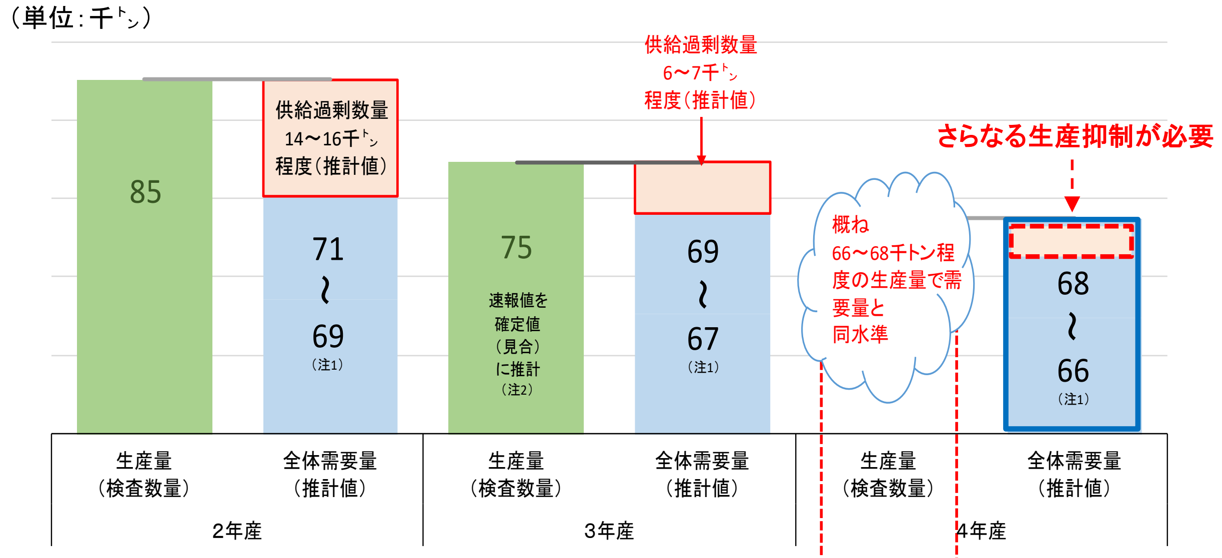

注1： 各年産の全体需要量（推計値）は、令和3年7月に実施した需要量調査の数量ベース回収率が、令和元年産酒造好適米の全体需要量（82～84千ﾄﾝ）と当該調査の令和元年産の需要量（約67千ﾄﾝ）から約81～82%と推計されるため、各年産の調査結果の需要量を当該割合で除することにより算出。

注2： 生産量は、農産物検査数量（醸造用玄米）の値。ただし、令和3年産は、令和4年3月31日現在の速報値を直近3カ年の3月31日現在の農産物検査の進捗率により確定値見合いに推計。

⑤　コメの輸出・輸入